

エネルギー管理講習に関する規則  
平成11年 3月31日通商産業省令第48号

改正：令和 2年 4月28日経済産業省令第42号（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則及びエネルギー管理講習に関する規則の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月28日	
<p>(講習の課目等)</p> <p><b>第二条</b> 法第九条第一項第一号の講習（以下「新規講習」という。）は、毎年度上期（四月一日から九月三十日<b>まで</b>）及び下期（十月一日から翌年三月三十一日<b>まで</b>）ごとに少なくとも一回、次に掲げる課目について<b>行うものとする。</b></p> <p>一 エネルギー総合管理に関する基礎知識及び法規</p> <p>二 エネルギー管理の手法</p> <p>三 エネルギー管理の実務</p> <p>2 前項の講習を実施する期日、場所その他講習の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、官報に公示する。</p>	<p>(講習の課目等)</p> <p><b>第二条</b> 法第九条第一項第一号の講習（以下「新規講習」という。）は、毎年度上期（四月一日から九月三十日<b>までの期間をいう。以下この条において同じ。</b>）及び下期（十月一日から翌年三月三十一日<b>までの期間をいう。以下この条において同じ。</b>）ごとに少なくとも一回、次に掲げる課目について<b>行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により上期又は下期ごとに一回、新規講習を行うことが困難であるときは、この限りでない。</b></p> <p>一 エネルギー総合管理に関する基礎知識及び法規</p> <p>二 エネルギー管理の手法</p> <p>三 エネルギー管理の実務</p> <p>2 前項の講習を実施する期日、場所その他講習の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、官報に公示する。</p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月28日 経済産業省 令 第42号～	
施行日：令和 2年 4月28日	
◆追加◆	附 則（令和二・四・二八経産令四二）
-改正法・附則- ～令和 2年 4月28日 経済産業省 令 第42号～	
施行日：令和 2年 4月28日	
◆追加◆	この省令は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*